

許可番号

派 27-303769

許可年月日

平成 30年11月 1日

## 労働者派遣事業許可証

氏名又は名称

株式会社スリーエスコンサルタンツ

住所

大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号

事業所の名称

株式会社スリーエスコンサルタンツ 本社

事業所の所在地

大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル8階・11階

有効期間

令和 3年11月 1日から

令和 8年10月31日まで

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を受けて労働者派遣事業を行う者であることを証明する。

令和 3年11月 1日

厚生労働大臣

後藤 茂之



許可番号

派 27-303769

許可年月日

平成 30年11月 1日

## 労働者派遣事業許可証

氏名又は名称

株式会社スリーエスコンサルタンツ

住所

大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号

事業所の名称

株式会社スリーエスコンサルタンツ 東日本支社

事業所の所在地

東京都江東区亀戸2丁目27番7号 FORECAST亀戸3階

有効期間

令和 3年11月 1日から

令和 8年10月31日まで

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を受けて労働者派遣事業を行う者であることを証明する。

令和 6年 2月 5日

厚生労働大臣

武見敬



許可番号

派 27-303769

許可年月日

平成 30年11月 1日

## 労働者派遣事業許可証

氏名又は名称

株式会社スリーエスコンサルタンツ

住所

大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号

事業所の名称

株式会社スリーエスコンサルタンツ 中日本支社

事業所の所在地

愛知県名古屋市中村区名駅4-7-1 ミッドランドスク  
エア15階

有効期間

令和 3年11月 1日から

令和 8年10月31日まで

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を受けて労働者派遣事業を行う者であることを証明する。

令和 6年 2月 5日

厚生労働大臣

武見敬



## 労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、当社における労働者派遣事業に係る情報を以下に示します。

対象期間：令和3年10月1日から令和4年9月30日まで

|         |   |
|---------|---|
| 事業所の名称  | 株式会社スリーエスコンサルタンツ 本社                           |
| 事業所の所在地 | 〒530-0015<br>大阪府大阪市北区中崎西 2-4-12 梅田センタービル 11 階 |

### 1. 派遣労働者の数

|               |     |
|---------------|-----|
| 派遣労働者の数（1日平均） | 2 人 |
|---------------|-----|

### 2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

|       |     |
|-------|-----|
| 派遣先の数 | 1 件 |
|-------|-----|

### 3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

|                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| 労働者派遣に関する料金の額の平均額<br>（1日8時間あたりの額） | 42,018 円 |
| 派遣労働者の賃金の額の平均額<br>（1日8時間あたりの額）    | 27,409 円 |
| マージン率<br>（派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用等含む）  | 34.8 %   |

### 4. 教育訓練に関する事項

新規採用者教育、守秘・情報セキュリティ研修、安全衛生教育、積算技術研修、パソコンスキルアップ研修、情報化施工研修、新技術（新工法）研修、設計便覧の要点解説、技術者倫理研修、リーダーシップ研修

### 5. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等：社会保険、有給休暇、定期健康診断